

新型コロナウイルス感染に関する県民アンケート

新型コロナウイルス感染拡大によって、県民生活と地域経済に大きな影響が出ています。国や自治体による支援策が県民の皆様にとって、活用しやすく役に立つものとなっているか、十分と言えるのか検証が必要です。このため、個人向けの支援制度について、アンケートをお願いしています。頂戴したご意見、ご提言は議会における質疑等を通じて実現を図って参ります。個々の情報を開示することはありませんので、何卒ご協力をお願い申し上げます。

ご記入者情報

市町村名 性別 男 ・ 女 年代 代

今年1月以降の収入の状況をお聞かせください

☐ 収入増加 (%増) ☐ 変わらず ☐ 収入減少 (%減)

生活の状況等ご自由にご記入ください。

支援策の利用状況をお聞かせください

		申請中	入金済等	使い勝手についてご意見
特別定額給付金	国民1人あたり10万円	☐	☐	()
住居確保給付金	3ヵ月の家賃相当	☐	☐	()
休業手当	平均賃金の60%以上	☐	☐	()
ひとり親世帯 臨時特別給付金	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円	☐	☐	()
学生支援緊急給付金	10～20万円	☐	☐	()
緊急小口資金	20万円以内	☐	☐	()
総合支援資金	単身15万円以内×3ヵ月	☐	☐	()
公共料金	支払猶予	☐	☐	()

今後、どのような支援策が必要ですか

☐ 生活資金 (緊急融資の増額) ☐ 休業手当の増額 ☐ 家賃給付の増額 ☐ 税金等の支払猶予
☐ 学生支援策の充実 ☐ ひとり親世帯給付の増額 ☐ その他 ()

国、県、市町村の対応等についてご意見をお聞かせください

お困りのこと等ご自由にご記入ください。

返信先 **FAX 017-718-7377** (つるがや貴)

立憲民主党
The Constitutional
Democratic Party of Japan
りっけん
2020.8

青森県議会議員 つるがや貴 青森県政レポート



県議会報告

- ・5月臨時議会 (5/12～15)
5月臨時議会では、議案4本・報告5本・発議案1本が提出され、可決・承認されました。
- ・6月定例県議会 (6/15～30)
6月議会には、議案12本・発議案3本が提出され、発議案1本を除いて可決されました。

6月議会において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う諸対策を中心に、①若者の県内定着・還流の実現②県の雇用対策③本県観光業への影響④性的マイノリティへの差別を禁止する条例等、一般質問を行いました。所属する建設常任委員会では幹線道路網の整備、地域公共交通ネットワークの維持等について質疑を行いました。

6月議会で決定

県内事業者へ10万円支給「新しい生活様式対応推進応援金」

令和2年1月以降、月間事業収入が前年同月比で20%以上減少した月がある事業者が対象になります(国の持続化給付金・県の休業要請に伴う協力金等の給付を受けた事業者も対象)詳しくは県のホームページから確認してください。申請書類は下記へ郵送で提出してください。申請書類は県のホームページからダウンロードするか、県の合同庁舎、各商工会議所(商工会)にあります。

<申請先> 〒030-8570 青森県庁 新しい生活様式対応推進応援金支給事務局
(〒030-8570「青森県庁 応援金事務局」でも可)

<新しい生活様式対応推進応援金 電話相談窓口> TEL 0120-945-769 (平日9時～17時受付)



新型コロナウイルス感染拡大によって、県民生活に大きな影響が出ています。ご自身とご家族を守るため、感染予防や生活を守る取り組みが必要です。現在、国や県、市町村による様々な支援策が実施されていますが、まだ十分とは言えない内容です。しかし、今はあらゆる支援策を活用して、生活と仕事を守ることが最優先です。ひとりで悩まず相談してください。お困りのこと等ありましたら、下記までご連絡をお願いします。

<連絡先> 立憲民主党青森県連合
つるがや貴 TEL 017-718-7077



個人向けの主な生活支援関連一覧

	支援策	支援内容	対象・条件	窓口	
給付	特別定額給付金	国民1人あたり10万円 非課税		総務省 専用コールセンター 0120-260020(9:00-20:00)	
	住居確保給付金	9ヶ月(最大)の家賃相当 勤労学生へ対象拡大	収入減	厚生労働省 専用コールセンター 0120-23-5572(9:00-21:00)	
	休業手当	平均賃金の60%以上	会社都合による休業 非正規問わず	勤務先	
	休業支援金(新設)	賃金の8割 (1日当たり 11,000 円が上限) 対象期間 4/1 - 9/30	中小企業に勤めている方 (アルバイト・非正規含む)	専用コールセンター 0120-221-276 月～金 8:30-20:00 土日祝 8:30-17:15	
	ひとり親世帯 臨時特別給付金	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 収入が減少した児童扶養手当 受給世帯等1世帯5万円	児童扶養手当受給世帯・ コロナの影響で収入が児童扶養 手当の対象となる水準まで下がった者	都道府県、市及び 福祉事務所設置町村	
	学生支援緊急給付金	住民税非課税 世帯の学生:20万円 上記以外の学生:10万円	家庭から自立してアルバイト収入により 学費等を賄っている学生等で、コロナ影 響でアルバイト収入が50%以上減少し ていること(大学等が修学継続が困難 と必要性を認める者・留学生含む)	各大学等に申請し、 大学等が審査	
貸付	緊急小口資金	20万円以内	休業収入減・無利子・ 保証不要・1年据置・2年返済	専用コールセンター 0120-46-1999(9:00-21:00) 市区町村の社会福祉協議会 労働金庫・郵便局	
	総合支援資金 (生活支援費)	単身15万円以内 複数人世帯20万円以内 ×6ヶ月 (最大)	失業収入減・無利子・ 保証不要・1年据置・10年返済	市区町村の社会福祉協議会	
猶予	公共料金	電気・ガス料金	支払猶予	収入減 支払期限を1ヶ月延長対応	事業者
		電話料金	支払猶予	収入減 5月末まで期限延期対応	事業者
		水道料金	支払猶予	収入減 支払い延長に対応	自治体
		NHK受信料	支払猶予	収入減 相談窓口を新たに新設	NHK 受信料支払いの 相談窓口
その他セーフティネット制度	高等教育修学支援 新制度	授業料・入学金の 減免・給付型奨学金	住民税非課税世帯・ 準ずる世帯の学生	大学・文部科学省 日本学生支援機構 (0570-666-301)	
	生活保護	生活費・家賃・医療費	最低生活費に満たない場合	各自治体の福祉事務所	
	失業保険 ※給付日数の緩和 (60日延長)	給与5-8割 日数(90-330日)+60日延長 上限額8,330円	雇用保険加入期間がある方	ハローワーク	
	傷病手当金	コロナの影響で働けない 期間、標準報酬日額の2/3	感染による休業・被保険者	全国健康保険協会 健康保険組合等 自治体(国保)	
	未払賃金立替払	倒産による未払賃金を 立替払(8割、上限有)		労働基準監督署 相談センター 044-431-8663	